令和７年度滋賀県税外未収金回収業務委託仕様書

１　業務の目的

滋賀県が有する貸付金など税以外の債権のうち、債務者および連帯保証人（以下、「債務者等」という。）が一定期間以上滞納しているものについて、その回収業務を債権回収のノウハウがある事業者に委託することにより、県民負担の公平性・公正性を確保するとともに、効率的かつ効果的に回収・整理し、収納率の向上を図ることを目的とする。

２　委託債権の詳細

（1）対象債権の名称

滋賀県奨学資金貸与条例（平成14年滋賀県条例第26号）に基づく奨学資金に係る償還金（ただし、旧条例に基づく償還金を含む）

滋賀県看護職員修学資金貸与条例（昭和38年滋賀県条例第11号）に基づく修学資金に係る償還金

母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に基づく貸付金の償還金

滋賀県営住宅滞納家賃

対象債権に係る遅延損害金（ただし、元金が完納しているもの）

　（2）委託する債権

　　　原則として、借用証書等の貸付書類（原本）に不備がなく、令和７年６月末時点において、以下のいずれかの条件で、県が選定した債権を委託する。

　　　(ア)令和６年度中に納付が確認できないもの、または納入が不定期となっているもの

　　 （イ）債務者等の支払の意思が確認できないもの

　 (3) 除外する債権

　　 以下のいずれかの条件に該当する場合には、委託する債権から除外する。

　　 （ア）訴訟等の法的措置を実施している債権

　　 （イ）破産・免責となった当該未払者に係る債権

　　 （ウ）県が自ら回収を行うと判断した債権

　 　（エ）その他委託することが適切でないと県が判断した債権

　 (4) 対象債権の金額等

　　　対象債権については、債権総額約31,800千円を予定。

※上記対象債権および債権総額については、今後の収納状況等により増減することがある。

※なお、県は委託期間中においても必要に応じて、県と受託者協議のうえ、委託対象債権を随時増減できるものとする。

３　委託業務内容

(1）催告業務

　　ア　対象債権の債務者等に対し、文書通知を行うこと。

　　 (ア) 契約締結後速やかに債務者等に対し文書により受託通知を発送し、県から債権管理回収業務を受託した旨を周知すること。

　　 (イ)債務者等に対し、催告書など定期的に送付し、納付の催告を行うこと。

　　イ　債務者等に架電を行い、指定された債権を的確に回収すること。

 (2) 相談業務

　　　ア　債務者等から納付等に関する相談を受けた場合は、債務者等の状況を考慮の上、真摯に対応すること。

　　　イ　分納の相談を受けた際は、その可否について適宜判断の上、対応すること。

　　　ウ　債務者等から時効援用の主張がされた場合は、請求行為を停止し、文書による時効援用を求めること。

(3) 債務者状況確認業務

　　ア　居所不明者調査

　　　　債務者等の住所変更等が判明した場合、必要に応じて居所の調査を行い県に報告すること。

(4) 収納業務

　　ア　受託者は、振込により債務者等から未収金の支払いを受ける時は、当該業務専用の決済用預

金口座で受けなければならない。また、債務者等から現金書留郵便等による送金または現金の

受領があったときについても、当該業務専用の決済用預金口座に速やかに入金しなければなら

ない。

　　イ　受託者は、回収した未収金を県に払い込むまでの間、当該業務専用の決済用預金口座におい

て、確実かつ安全に保管しなければならない。

 ウ　令和８年４月１日以降の入金については債務者等に対し、県あてに納付するよう事前に周知するとともに、令和８年３月分を県へ支払後、速やかに当該業務専用の決済用預金口座を解約すること。

　　　エ　上記にて、当該業務専用の決済用預金口座を開設および解約した場合は、書面でその旨を県に届けでなければならない。

(5) 県への報告業務

　　 ア　定期報告

　　 　　受託者は、月末時点における対象債権について、下記の書類を紙媒体および電子媒体により県に提出すること。なお、電子媒体については、翌月３営業日（当該日が県の閉庁日の場合はその翌開庁日）までに、紙媒体については、翌月５営業日（当該日が県の閉庁日の場合はその翌開庁日）までに、提出すること。

　　　　（ア）回収結果（収納のあったものの氏名、収納額、収納日等を記載したもの）

　　　　（イ）債務者等に対する催告の実施実績

　　　　（ウ）債務者等との交渉履歴

　　 イ　随時報告

　　　　　受託者は、次のいずれかに該当する場合は速やかに県に報告すること。

　　　　（ア）債務者等が２(3)に該当することが判明した場合

　　　　（イ）支払方法についての相談があり、報告が必要であると判断した場合

　　　　（ウ）債務者等とのトラブル、苦情があった場合

　　　　（エ）その他債務者の状況等について、県が個別に照会した場合

(6) 収納した未収金の払込業務

　　　ア　払込業務

　県は、電子媒体にて、月次実績の報告を受けたのち、受託者あてに速やかに納付書※を送付す

る。納付書については、２(1)で示した債権ごとに作成し送付する。

受託者は、回収した未収金を徴収した月の翌月において、県からの納付書を受領した日から

起算して５営業日以内に指定金融機関にて払い込むものとする。その際に、当該入金にかかる情報（滋賀県財務規則第64条に規定する収納事務受託計算書に記載すべき情報）を書面により作成し、県に報告すること。

※納付書の指定金融機関等について

１．滋賀県指定金融機関

　　　滋賀銀行〔国内本支店、出張所、代理店〕

２．滋賀県収納代理金融機関〔国内本支店、支所（ただし、農協は県内のみ）〕

　　　みずほ銀行、三菱UFJ銀行、福井銀行（口座振替のみ）、りそな銀行（口座振替のみ）、大垣共立銀行、京都銀行、関西みらい銀行、滋賀中央信用金庫、長浜信用金庫、湖東信用金庫、京都信用金庫、京都中央信用金庫、滋賀県民信用組合、滋賀県信用組合、京滋信用組合、近畿産業信用組合、近畿労働金庫、滋賀県信用農業協同組合連合会、県下各農業協同組合

　イ　最終月の払込業務

令和８年３月分についての払い込みについては、県と調整のうえ定めることとする。

　　　ウ　振込手数料

当該収納金の受け渡しにかかる振込み手数料等の費用は、受託者の負担とする。

　　　エ　契約期間終了後の未収金の取り扱い

契約期間終了後に未収金が回収された場合の対応については、債務者等に返還のうえ、改め

　　　　て県の納付書で支払うよう連絡すること。

４　提供する情報

受託者が本業務を遂行するにあたって、県が提供する債務者等の個人情報の範囲は契約締結日時点

において把握しているものとし、情報内容は次のとおりとする。

(1) 債務者の基本情報

氏名（漢字・カナ）、性別、生年月日、住所、電話番号、債権額

(2) 連帯保証人の基本情報

氏名（漢字・カナ）、性別、生年月日、住所、電話番号、債務者との関係

(3) その他本業務を行ううえで必要となる情報

５　業務実施体制

　　 受託者は、受託業務を円滑かつ確実に履行するため、管理者、事務従事者をもって業務体制を組織しなければならない。

(1) 管理者

　　 業務全般を掌握し、かつ調査を行い、指揮監督し、次の事項を実施する者。

　　ア　県からの各種帳票類の受領および返却

　 イ　決済用預金口座にかかる管理（※印鑑および通帳の管理）

　 ウ　回収した未収金の保管および県への納付業務

　　エ　県との連絡調整

　 オ　業務実施に際してのトラブル等の対応

　　カ　県からの提供を受け、または受託業務を行う過程で受託者が入手した債務者等の個人情報管理

(2) 事務従事者

　　 管理者の指揮監督に従い、債権にかかる納付の催告・相談、転居先の確認等の業務を実施する者。

債権管理回収を円滑かつ確実に実施可能である人員を配置すること。

なお、管理者と事務従事者の兼務は妨げない。

(3) 実施体制表の作成

　　 受託者は、契約締結後、速やかに本委託業務の実施体制を作成し、提出すること。

６　個人情報保護

受託者は県から提供された債務者等の個人情報および業務上知り得た個人情報については、「個人情報の保護に関する法律」および「滋賀県個人情報保護条例」に基づき、適切な管理を行い、その取扱いに特に慎重を期し、物理的・人的原因による漏洩が生じないよう措置すること。

７　守秘義務

　　委託業務の遂行上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。この項については、契約期間の終了ま

たは解除後も同様とする。

８　契約期間

契約の期間は、契約締結の日から令和８年３月31日までとする。

９　委託費（成功報酬）

(1) 委託費の算出

　 委託費は成功報酬制を採用し、委託費は、各月の回収した債権の額に(2)で定める成功報酬率を

乗じて得た額に消費税および地方消費税相当額を加算した額（委託費算出の結果、１円未満の端数

が生じた場合はこれを切り捨てる）を支払うこととする。

なお、回収業務を委託した債権について、債務者が県に支払った場合は、受託者が回収したもの

とみなす。

　　 契約期間終了後に回収した未収金がある場合の取扱については、本仕様書３（6）エのとおりと

し、委託費の算定に含まないものとする。

(2) 成功報酬率

○○パーセント（税抜き）。

⑶ 委託料の支払について

　 県は、四半期ごとに(1)で算出した委託料を、適法な請求書を受領した日から30日以内に支払う。

１０　対象債権の追加、修正及び中止

(1) 県は、事前に取り決めのない債権について、委託の追加を行う際は、受託者の了承を得た後、受

託者に委託するものとする。

(2) 県は、受託者への対象債権の情報提供後、提供した情報と異なる事実が発覚した場合は、速やか

に受託者に報告するものとする。

(3) 受託者は、対象債権のうち、特定の債権について、県から委託中止の申し出があった場合、これ

に応じるものとする。

(4) 受託者は特定の債権について収納不能であること、または反社会的勢力に該当するものであることが判明した際は、速やかに県に報告すること。

(5) 県および受託者は、(1)から(4)までの事実が発生した場合には、債権数および債権金額を相互に確認するものとする。

１１　契約終了後の措置

(1) 委託期間終了日をもって、分納履行中の債権を含めた全債権を県に引き継ぐこと。

(2) 本業務における債務者等との交渉等経過記録および債務者等から知り得た情報は、全て県に無償

で提供するとともに、経過記録および情報に関する問い合わせに対し、契約期間終了後においても

誠実に対応すること。

(3) 受託者は、業務を処理するために、県から引き渡された、または受託者自らが収集し、もしくは作成した個人情報が記載された資料は、業務完了後直ちに県に返還し、または引き渡すものとする。ただし、県が別に指示したときは当該方法によるものとする。

１２　その他

 (1) 経費について

 業務の遂行に要する経費は全て受託者の負担とする。

 (2) 関係法令の遵守

　　 受託者は、良識ある行動と善良なる態度で業務を実施するとともに、債権管理回収業に関する特

別措置法、弁護士法及び賃金業法等を遵守すること。

(3) 再委託の禁止

受託者は、受託業務を全部または一部を第三者に委託し、または請け負わせてならない。ただし、受託者は、あらかじめ県に対して書面により申請を行い、承認を受けた場合は、委託業務の一部を第三者に委託し、または請け負わせることができる。

(4) 苦情処理

　　 本業務に関する苦情は、受託者において対応すること。

(5) その他

　ア 契約締結後、作業の詳細については県と打ち合わせをすること。

　イ 本仕様書に定めのない事項は、県と受託者が協議の上定めるものとする。